

第2回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和3年5月20日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について
第5 議案第3号 農地法第3条の許可申請について
第6 議案第4号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
第7 議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
第8 その他

◎出席委員 (10名)

- 1番 菅野能弘
2番 長谷川和夫
3番 佐藤能將
4番 樋口國先
5番 加川可名子
7番 杉田文枝
8番 山下博史
9番 瓜田晃
10番 藤本博

◎欠席委員 (1名)

- 6番 神野充布

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山崎義典
事務局次長 中村 稔
副主幹 村田絵美

◎開会宣言

藤本会長 | ただいまの出席委員は 9 名出席です。6 番神野委員から欠席するとの申し出がありました。定数に達しておりますので、ただいまから第 2 回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

藤本会長 | <日程第 1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第 18 条の規定により、本日の議事録署名委員に 1 番菅野委員、2 番長谷川委員にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

藤本会長 | ご異議がないようでありますので菅野委員、長谷川委員を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第 2 諸般の報告について

藤本会長 | <日程第 2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告はありますか。

(「なし」という者あり)

藤本会長 | ありませんので、次に事務局より報告いたします。

村田副主幹 | はい、副主幹。

藤本会長 | はい、副主幹。

村田副主幹 | それでは、2 ページをご覧ください。第 1 回総会以降の経過報告になります。5 月 20 日令和 3 年第 2 回美深町議会臨時会、山崎局長、中村次長が出席しました。本日、第 2 回美深町農業委員会総会です。第 2 回総会以降の予定です。6 月 16 日から 18 日令和 3 年美深町議会第 2 回定例会が開催されます。藤本会長、山崎局長、中村次長が出席します。第 3 回農業委員会総会ですが、6 月 25 日に開催したいと思いますがいかがでしょうか。

それでは、第 3 回農業委員会総会は 6 月 25 日開催します。報告は以上です。

藤本会長 | 次に事務局長より報告いたします。

山崎局長 | はい、局長。

藤本会長 | はい、局長。

山崎局長 | 本日 11 時から開催されました令和 3 年第 2 回臨時会の報告を行ってまいります。今臨時会に提案されました議案につきましては、令和 3 年度補正予算の予定でございましたけれども緊急質問、件名が緊急事態宣言下の新型コロナウイルス感染症への町の対応についてということで、1 件緊急質問が出されました。内容につきましては、議会公報で今後出されると思うので内容は省略させていただきますと思っております。まず、一般会計補正予算の会計でございますけれども 7,444 万 4 千円追加となりまして総額が 52 億 9,444 万 4 千円となっております。補正の内容につきましては、国や道の補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用いたしまして、感染症対策や

経済対策を行うのが主な内容となっております。具体的には、文化会館 COM100 感染予防環境整備事業 128 万 9 千円、消防業務支援事業 391 万 1 千円、町有施設手洗器自動水洗化事業 1,060 万円、94 ヶ所、町民健康対策事業 480 万円、商店街活性化事業補助金 4,150 万円、この内訳ですけれどもプレミアム付商品券、子育て世帯商品券、まんぷく券について昨年同様 2 回に分けて商工会が行う事業補助となっております。議案につきましては、全員賛成で可決成立をしております。以上本日開催された臨時会の報告とします。

藤本会長 ただいまの報告につきまして、ご質疑があれば受け賜ります。ありませんか。
(「なし」という者あり)

藤本会長 なければ次に進みます。

◎日程第 3 議案第 1 号

藤本会長 <日程第 3>議案第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約についてを議題に供します。事務局より説明いたします。

村田副主幹 はい、副主幹。

藤本会長 はい、副主幹。

村田副主幹 それでは、3 ページをお開きください。議案第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約について、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知がありましたので審議願います。
整理番号 1 番、貸主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地 〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△の内、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡の内△, △△△㎡です。賃貸借の解約年月日は令和 3 年 4 月 26 日、土地の引渡期日は令和 3 年 4 月 30 日、合意解約から土地の引渡期日まで 6 か月以上なので、合意解約は成立していると考えられます。説明以上です。

藤本会長 議案第 1 号について審議を願います。
ご質疑、ご意見を賜ります。
ありませんか。

藤本会長 ご質疑等が内容でありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長 全員賛成です。
よって、議案第 1 号農地賃貸借の解約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 2 号

藤本会長 <日程第 4>議案第 2 号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたしますが、本件につきましては、美深町農業委員会会議規則第 16 条の規定により議事参与の制限で参与することができない委員がおります。はじめに、整理番号 9 番を説明いたしますので、2 番長谷川委員ご

退席ください。

(2 番長谷川委員退室)

藤本会長 事務局より説明いたします。

村田副主幹 はい、副主幹。

藤本会長 はい、副主幹。

村田副主幹 3 ページをご覧ください。議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条規定により、美深町長より決定を求められた令和 3 年第 2 号農用地利用集積計画について審議を求めます。

整理番号 9 番、譲渡人、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況田、面積△△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の所有権移転、売買です。所有権の移転時期は令和 3 年 5 月 21 日、対価の支払期限は令和 3 年 12 月 1 日、土地の引渡し時期は対価の支払日です。価格は反当り、田が△△△, △△△円、畑が△△, △△△円、価格総額は端数を調整しまして△, △△△, △△△円、賃貸から売買になります。別紙参考資料 1 ページをご覧ください。こちらが今回売買する農地となります。上の写真は場所のお確認のための広域地図になります。下の写真は売買する土地付近を拡大したものです。写真が古いため「×」印の建物は既に撤去されています。△△△-△にある建物については撤去し売買を行うことで確認しております。説明以上です。

藤本会長 整理番号 9 番について審議願います。
ご質疑、ご意見を賜ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長 ご質疑等がないようでありますので、整理番号 9 番について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長 全員賛成です。

(2 番長谷川委員入室)

藤本会長 引き続き、整理番号 10 番から 11 番を事務局より説明いたします。

村田副主幹 はい、副主幹。

藤本会長 はい、副主幹。

村田副主幹 それでは整理番号 10 番から説明いたします。
整理番号 10 番、貸主、字〇△条〇△丁目△番地△ 〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△の内、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡の内△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 3 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日、小作料は反当り△, △△△円、年額△, △△△円、賃貸新規です。別紙参考資料 2 ページをご覧ください。上が広域の図で、下が拡大したものです。下の地図の△△△-△は 1 筆大きな土地のなるのですが、黄色い枠で囲ったところを今回賃貸します。5 月

31日まで〇〇さんが借りておりまして、賃貸期間満了をもって〇〇さんが借りられることとなります。議案に戻ります。5ページをお開きください。
整理番号11番、貸主、字△△△△△番地 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡、外△△筆、合計△△筆、合計面積△△△, △△△㎡の内△△△, △△△㎡の使用貸借です。期間は令和3年7月1日から令和13年6月30日、小作料は使用貸借ですので無償となります。使用貸借継続です。説明は以上です。

藤本会長 整理番号10番から11番について審議願います。
ご質疑、ご意見を賜ります。

7番
杉田委員 はい、7番。

藤本会長 はい、7番。

7番
杉田委員 7番杉田です。認識不足で申し訳ないんですが、この11番の〇〇さんと〇〇さんの使用貸借は何か事情があるのでしょうか。

村田副主幹 はい、副主幹。

藤本会長 はい、副主幹。

村田副主幹 こちらですが、それぞれ〇〇さんと〇〇さんで農地を使いやすいように使用貸借をして交換しながら使っているそうです。

藤本会長 他にございませんか。

藤本会長 ご質疑等がないようでありますので、整理番号10番から11番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長 全員賛成です。
よって、議案第2号農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

藤本会長 <日程第5>議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたしますが、本件につきましては、美深町農業委員会会議規則第16条の規定により議事参与の制限で、私が参与することができないため、退室させていただきます。以後の進行につきましては、瓜田職務代理者にお願いします。

(10番藤本会長退席)
(9番瓜田代理、会長席へ移動)

瓜田代理 それでは、会長に代わりまして議事を進めさせていただきます。議案第3号について事務局より説明願います。

村田副主幹 はい、副主幹。

瓜田代理 はい、副主幹。

村田副主幹	<p>それでは、6ページをご覧ください。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおりありましたので審議を求めます。</p> <p>整理番号2番、貸主、字〇△△番地 〇〇〇さん、借主、〇〇〇県〇〇〇市〇〇町〇〇△△△△番地 〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡。権利移転の理由は、貸主は農地を貸し付ける、借主は農地を取得し規模拡大を図るです。契約の種類は賃貸借、小作料は反当り△, △△△円、年額△△, △△△円、賃貸期間は令和3年5月21日から令和8年5月20日となっております。〇〇〇さんにつきましては、養蜂を営まれている方でして20年ほど前から〇〇さんの祖父の代から〇〇〇地区で養蜂を続けられております。雪が解けて暖かくなると北海道来られています。参考資料3ページをご覧ください。上が広域図、下が拡大図したものです。△△-△につきましては牧草地として使用していますが、形状が悪く作業がしにくい所です。ここでクローバーを栽培しまして、蜂の巣箱を置いて蜜の採集をする予定です。〇〇〇さんにきましては、美深町では農地を持っておりませんが、〇〇の方でも営農しておりますので、農地を〇△△, △△△㎡ほどもっております。今回の農地は△△, △△△㎡を超えておりますので、合わせて△△, △△△㎡、北海道の下限面積が2haとなっております、今回合計しますそれを超えますので3条の賃貸として提出がありました。説明は以上です。</p>
瓜田代理	<p>議案第3号について説明が終わりました。議案第3号について審議を願います。</p> <p>ご質疑、ご意見を賜ります。</p> <p>(「なし」という者あり)</p>
瓜田代理	<p>ご質疑等が内容でありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員の挙手あり)</p>
瓜田代理	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決されました。</p> <p>藤本会長と交代いたします。</p> <p>(9番瓜田代理自席へ移動)</p> <p>(10番藤本会長入室)</p>

◎日程第6 議案第4号

藤本会長	<p><日程第5>議案第4号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを議題に供します。事務局より説明願います。</p>
村田副主幹	<p>はい、副主幹。</p>
藤本会長	<p>はい、副主幹。</p>
村田副主幹	<p>それでは7ページをお開きください。</p> <p>議案第4号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、「農業委員会の適正な事務実施について」で策定を求められた令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の可否について、</p>

審議を求めます。1 点検・評価（案）、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）は別紙のとおりとなります。2 公表の方法、町及び一般社団法人全国農業会議所ホームページに掲載を予定しています。それでは点検・評価（案）ですが、8 ページから説明させていただきます。8 ページのⅠ農業委員会の状況については、令和 3 年 3 月 31 日現在の農地等の面積、農業委員数等を記載しています。こちらについては 2015 農林業センサスの数字と農業委員会調べとして記載しておりますのでご覧ください。続きまして 9 ページになります。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化です。1 現状及び架台、管内の農地面積 5,010ha、これまでの集積面積 4,281.9ha、集積率 85.47%になります。課題は担い手に集積を進め集積率は微増したが、個々の経営面積が増加し規模拡大に限界が生じている状況である。地域農業を支える新たな担い手の育成、確保が求められるです。2 令和 2 年度の目標及び実績、こちらは集積目標は 4,309ha、集積実績 4,281.9ha、うち新規実績につきましては 25.5ha、達成率 99.37%です。3 目標の達成に向けた活動、活動計画につきましては、通年、円滑な権利設定・移転ができるよう集積等を推進する。活動実績、営農集団内の担い手への集積を促進したとなっております。4 目標に対する評価、担い手の規模拡大の意向について、関係機関と連携した取り組みの中で把握することが必要である。活動に対する評価、担い手への利用集積が可能な農地の把握を行い、利用集積に向けた活動につなげることができたとなります。10 ページになります。Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、1 現状及び課題、新規参入の状況は、平成 29 年度 2 経営体、これは〇〇〇地区の〇〇さんと〇〇地区の〇〇さんになります。取得した農地面積 40.2ha、平成 30 年度と令和元年度につきましてはありませんでした。課題としまして、営農技術の取得、資金面等含めて安定した経営までには 5 年以上の年数がかかるです。2 令和 2 年度の目標及び実績は、参入目標 2 経営体、実績も同じ 2 経営体、こちらは〇〇地区の〇〇さんと〇〇地区の〇〇さんになります。参入目標面積 20ha に対して 25.5ha となっております。3 目標の達成に向けた活動ですが、活動計画、通年、関係機関と連携して新規就農に向けた相談等に応じる。活動実績は、新規参入者の相談の実績なしということで、農業実習希望者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため受入れ活動を中止しております。4 目標及び活動に対する評価、目標に対する評価、新規就農予定者について、関係機関と連携を図り達成できた。活動に対するものは、今年度は、2 件の新規就農者が就農した。新規就農者及び次年度以降に新規就農予定者に対して、就農に向け関係機関と連携を図ったです。11 ページになります。Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価です。現状ですけれども遊休農地は美深町ありませんので 0 となっております。課題は、農業従事者の減少などで離農等により、農地の有効利用が難しくなってくることで予想され、新たな遊休農地を発生させないためにも啓発活動を行う。2 令和 2 年度の目標及び実績は遊休農地がありませんので 0 としております。2 の目標達成に向けた活動ですが、こちらは農地利用状況調査の関係となります。実績の見読み上げさせていただきます。長委員数 10 人、みなさん参加いただきまして 8 月に農地利用状況調査を行っております。結果は 8 月から 9 月に取りまとめしまして、遊休農地は 0 と判定をしております。次の農地利用意向調査は、遊休農地がなかったので実施はしておりません。4 目標及び活動に対する評価は、目標に対する評価は目標を達成することができた。活動に対する評価は活動計画通りに実施できたです。12 ページになります。Ⅴ違反転用への適正な対応ですが、違反転用は確認しておりませんので 0 となっております。課題としましては、現在、把握している違反転用はないが、今後も未然防止のための啓発活動が必要であるです。2 令和 2 年度実績はありませんので 0 となっております。3 活動計画・実績及び評価ですが、活動計画、農業委員による普段の日常の監視を強化と農地利用状況調査で調査を徹底するとなっております。実績につきましては、監視の目により違反転用がなかったことと農地利用状況調査でも違反転用は見つかっておりません。活動に対する評価は、農業委員による監視と早期対応が解決につながると記載しております。13 ページになります。Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務

に関する点検です。農地法第3条に基づく許可事務ですが、1年間の処理件数は3件となっております。その内許可3件で、不許可はありません。点検項目につきましては、事実関係の確認は必要に応じて農業委員及び事務局職員で確認を行っている。総会等での審議につきましても事務局が申請内容を説明を行いまして、事案ごとに判断基準により適合の可否の審議をしている。申請者への審議結果の通知については、申請者へ総会等での指摘や許可条件を設営した件数3件、農業委員会総会で審議した件数を書いております。不許可は0です。審議結果等の公表は、議事録に記載のうえ公表しています。処理期間、標準処理期間は30日、処理期間も30日となっております。2 農地転用に関する事務ですが、1年間の処理件数は4件、事実関係、総会等審議結果の公表についても3条と同じ内容となっております。ただ、処理期間については、4条の場合農業会議へ諮問を行っている関係から日数が40日ということになっております。1と2につきましては、是正措置なしと記載しております。3 農地所有各法人からの報告への対応ということで、管内の農地所有適格各法人数が14法人、昨年まで11法人でしたが、今年度、令和3年3月31日までに3件新しい法人が設立しましたので14件としております。11法人からは報告書の提出をいただいております未提出の3件につきましては、提出しなかった理由の方へ記載させていただいておりますが、報告は6月になっているので、法人設立から1年経っていないため、今回3件は決算時期未到来のため提出しなかったためです。次の下の農地所有適格法人の状況で韓国処置をとった法人については0となっております。4 情報の提供等ですが、賃貸借情報の調査、こちらは38件の調査、集積計画と3条の件数となります。それが38件ということで令和3年1月に公表しております。農地の権利移動等の状況把握につきましては、権利移動等件数47件ということで、令和3年3月に行っております。農地台帳の整備は、整備対象農地面積は5,010ha、対しまして総会終了後、逐次更新、フェーズ2にも公表しております。こちらについても是正措置はなしとしております。15ページをお開きください。VII地域の業者等からの主な要望・意見及び対処内容、こちらですが農地利用最適化等に関する事務、特になし、農地法等によりその権限に属された事務、については、意見等は特になしとしております。VIII事務の実施状況の公表、1 総会等の議事録の公表、ホームページに公表している。2 農地等利用最適施策の改善についての意見の提出、町に対する意見提出になります。意見の提出は年に1回ということで件数1件、1 安定した農業経営の確立について、2 担い手の育成・確保と支援対策について、3 鳥獣被害対策についてを提出しています。3 活動計画の点検・評価の公表はホームページに公表している。説明以上です。

藤本会長

議案第4号について審議願います。
ご質疑、ご意見を賜ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。
よって、議案第4号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)については、原案のとおり可決決定されました。

藤本会長	<日程第7>議案第5号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
村田副主幹	はい、副主幹。
藤本会長	はい、副主幹。
村田副主幹	<p>それでは16ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、「農業委員会の適正な事務実施について」で策定を求められた令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を次のとおり策定することの可否について審議を求めます。1活動計画(案)、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)は別紙のとおりです。2公表の方法、町及び一般社団法人全国農業会議所ホームページに掲載をいたします。17ページをお開きください。それでは令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について読み上げさせていただきます。17ページにつきましては、農林業センサスの2020年数字が出ましたのでそちらにあわせて農家数や農業者数を変えております。経営耕地面積も変わっております。続いて18ページになります。</p> <p>Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化ですが、1現状及び課題、現状は管内の農地面積5,010haで変わりありません。集積面積は4,281.9ha、課題として、認定農業者に集積を促進しているが、個々の経営面積が増加し規模拡大に限界が生じつつあるため集積率は伸びていないのと、新たな担い手の育成、確保が必要と記載しております。2令和3年度の目標及び活動計画は、集積面積4,309ha、昨年と同じです。うち新規集積面積15haと見込んでおります。目標設定の考え方は離農農家の農地を担い手に集積推進するです。活動計画計画としましては、通年、円滑な権利設定・移転ができるよう推進するです。Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、新規参入の状況は、平成30年度、令和元年度は0経営体、令和2年度が2経営体で25.5haとなっております。課題は、新規参入するまで、就農者が希望する同じ営農経営体で研修を積みまして、十分な技術を身につける体制を整えているが、就農後は研修中に予測できないことが発生し、安定した経営までには5年以上の年数がかかる。営農技術、資金面等を含めまして、サポートが欠かせないとしております。2令和3年度の目標及び活動計画ですが、参入目標数は1経営体、予定参入目標面積は15ha、活動計画は、通年、新規就農に向けた相談等に対応する。19ページをお開きください。Ⅳ遊休農地に関する措置ですが、こちら美深町はありませんので、0と記載しています。課題としては、遊休農地はないですけれども今後農地の有効利用を図ることが難しくなっていると記載しております。2令和3年度の目標及び活動計画は、遊休農地は0なので0、活動計画としては、農地の利用状況調査、例年どおり農業委員10人農務課と8月から9月に行いまして、その後取りまとめ、状況によって、遊休農地等が見つかれば農地の利用調査を12月から1月に行き、12月から2月に取りまとめる計画を立てております。Ⅴ違反転用への適正な対応ですが、違反転用も現状0となっておりますので0ha、課題としては、違反転用はないが、今後も発生防止に向けて農地パトロール等を行います。2令和3年度の活動計画は、農業委員会だよりで違反転用の啓発をするのと日々農業委員さんの違反転用に対する監視を行っていただくのと、8月に行う農地利用状況調査時に違反転用の調査を徹底するとしております。説明は以上ですが、内容を精査する中で修正が発生するかと思いますので、事務局で適宜修正させていただければと思います。</p>
藤本会長	<p>議案第5号について審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見を賜ります。</p> <p>ありませんか。</p>
	(「なし」という者あり)

藤本会長 | ご質疑等がないようでありますので、議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長 | 全員賛成です。
よって、議案第 5 号令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎日程第 8 その他

藤本会長 | <日程第 8>委員もみなさまから何かありませんか。

藤本会長 | 事務局から何かありませんか。

村田副主幹 | はい、副主幹。

藤本会長 | はい、副主幹。

村田副主幹 | 6 月からクールビズが例年どおり始まりますので、次の総会からノーネクタイ、暑ければ上着等脱いでいただいて構いませんのでよろしくお願いします。

◎閉会宣言

藤本会長 | 以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 2 回美深町農業委員会総会を終了いたします。
大変お疲れさまでした。

※終了 午後 2 時 15 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑩

署名委員 1 番

⑩

署名委員 2 番

⑩